

平成19年第3回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成19年7月27日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成19年7月27日（金）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第108号から議案第112号まで
- 第4 （総務常任委員会付託案件）
議案第110号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第108号及び議案第109号、議案第111号及び議案第112号

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程 緊急質問
- 日程第3 議案第108号から議案第112号まで
- 日程第4 （総務常任委員会付託案件）
議案第110号
（市民厚生常任委員会付託案件）
議案第108号及び議案第109号、議案第111号及び議案第112号

出席議員（55名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	欠員
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
20番	中川隆一君	21番	岩崎隆寿君
22番	高野庄嗣君	23番	中村良夫君
24番	石塚一雄君	25番	若林直樹君

26番	田	中	文	夫	君	27番	金	子	健	治	君
28番	村	川	四	郎	君	29番	高	野	正	道	君
30番	名	畑	清	一	君	31番	志	和	正	敏	君
32番	金	山	教	勇	君	33番	白	木	善	祥	君
34番	渡	邊	庚	二	君	35番	佐	藤		孝	君
36番	金	光	英	晴	君	37番	葛	西	博	之	君
38番	猪	股	文	彦	君	39番	川	上	龍	一	君
40番	本	間	千佳	子	君	41番	大	場	慶	親	君
42番	本	間	武	雄	君	43番	根	岸	勇	雄	君
44番	牧	野	秀	夫	君	45番	近	藤	和	義	君
46番	熊	谷		実	君	47番	本	間	勇	作	君
48番	祝		優	雄	君	49番	兵	庫		稔	君
51番	岩	野	一	則	君	52番	渡	部	幹	雄	君
53番	浜	口	鶴	蔵	君	54番	大	澤	祐治	郎	君
55番	肥	田	利	夫	君	56番	加	賀	博	昭	君
57番	金	子	克	己	君	58番	梅	澤	雅	廣	君

欠席議員（2名）

19番	大	桃	一	浩	君	50番	竹	内	道	廣	君
-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	副市長	大	竹	幸	一	君
副市長	親	松	東	一	君		会計管理者	児	玉		剛	君
総務部長	齋	藤	英	夫	君		企画財政長	荒		芳	信	君
市民環境部長	粕	谷	達	男	君		福祉保健長	末	武	正	義	君
産業観光部長	川	島	雄	一	郎	君	建設部長	佐	藤	一	富	君
総務部長 (総務課長)	佐	々	木	正	雄	君	企画財政部長 (財政課長)	山	本	充	彦	君
市民環境部長 (市民課長)	金	子	信	雄	君		福祉保健部長 (福祉課長)	樋	口	賢	二	君
産業観光部長 (観光課長)	伊	藤	俊	之	君		建設部長 (建設課長)	渡	辺	正	人	君
教育長	渡	邊	剛	忠	君		教育次長	藤	井	武	雄	君

消 防 長	渡 辺 与 四 夫 君	防 災 管 財 長	正 司 里 志 君
税 務 課 長	早 藤 良 君	環 境 課 長	中 川 義 彦 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 田 富 巳 夫 君	事 務 局 次 長	池 昌 映 君
議 事 係 長	中 川 雅 史 君	議 事 係	谷 川 直 樹 君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（梅澤雅廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は54名であります。定足数に達しておりますので、平成19年第3回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（梅澤雅廣君） 会議録署名議員の指名を行います。
- 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、20番、中川隆一君、37番、葛西博之君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（梅澤雅廣君） 次に、会期の決定を議題といたします。
- 本臨時会の会期及び日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。今臨時会の会期日程についてご報告いたします。
- お手元に配付の臨時市議会会期日程をごらんください。
- 本日7月27日、本会議であります。まず、石塚一雄議員から中越沖地震に関する緊急質問の通告があり、これを受けて議会運営委員会で協議した結果、緊急性ありのため本日の議会の冒頭に追加することを認めましたので、よろしく願いいたします。その後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案の委員会付託を行い、休憩に入ります。休憩中に委員会審査を行い、審査終了次第委員長報告書の配付、質疑、討論の受け付けの後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。会期は、本日1日とします。

以上であります。

- 議長（梅澤雅廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

追加日程 緊急質問

- 議長（梅澤雅廣君） ここで、お諮りいたします。

中越沖地震に関して石塚一雄君から緊急質問の通告が提出されました。

石塚一雄君の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

この際、石塚一雄君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、石塚一雄君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに可決されました。

石塚一雄君の発言を許します。

石塚一雄君。

〔24番 石塚一雄君登壇〕

○24番（石塚一雄君） おはようございます。7月16日に発生いたしました中越沖地震で被害に遭われた被災地の皆さんに対して心よりお見舞い申し上げます。

さて、今回の中越沖地震はかき入れどきの夏休みシーズン直前ということで、佐渡の観光業者は被害がないにもかかわらず風評被害でキャンセルが相次ぎ、深刻な状況に陥っております。宿泊のキャンセルが相次ぐ中、原発から放射性物質が海に流れたという風評被害が追い打ちをかけ、新潟の海は放射能汚染されたという最悪のイメージがつき、さらに深刻さを増した状況であります。最近の風評キャンセルの理由の大半が原発絡みであります。原発と対岸で向かい合った佐渡としても早急な風評被害対策とともに、今後原発とどう向き合うかの対策が必要との観点から風評被害対策と原発対応策の2点について緊急質問をいたします。

まず、第1点として佐渡における中越沖地震後のこれまでの経過報告及び被害状況の説明を求めます。

2点目は、柏崎への支援体制は現時点でどのように進行しているのかお聞きいたします。地震の次の日に先遣隊として小木港より副市長以下関係者10名が柏崎に行って支援体制等を協議したと聞きます。また、県とも支援体制のあり方を協議していることと思いますが、柏崎への支援体制はその後どのような形で動いておられるのか。

3点目、風評被害に対する対応策、観光業者への支援策についてであります。佐渡観光協会は、23日、誘客対策への協力を求める要望書を市に提出しております。その中で緊急対策への財政支援を求めています。これからシーズン最盛期を迎え、早急にタイムリーな支援をすべきと考えますが、9月定例会までの間にまだ1カ月以上あります。観光協会から要望があった財政支援をどのように対処する予定なのか、現在の事業計画を示していただきたいと思っております。同時進行として県と連携をとった風評被害の支援策や幅広い範囲での観光客誘致キャンペーンを策定すべきと思っておりますが、現在そのような動きがあるのかもお聞きいたします。

4点目、安全性の周知はどのようになっているのかということであります。風評被害の広がりには深刻であります。残念ながら安全性の周知はまだまだ徹底されておらず、観光シーズンに突入した現在もまだキャンセルが続いている状態です。佐渡地帯が安全だということをあらゆる方法であらゆる機関を通して早急かつ徹底して周知すべきであるが、佐渡市としてどのような対策をとっているのかお聞きいたします。

5点目、マスコミへの対応、対策についてであります。今回のような風評被害の影響を考えると、マ

スコミの影響力は大きく、しっかりとした対応とともに慎重を期す場面も想定されますが、報道機関に対して現在どのような対応策をとっているのかお尋ねいたします。

6点目として、東京電力に対する対応について質問いたします。まず、市長にお尋ねします。佐渡市長として今回の原発のトラブルに対してどのように認識しておられるか、まずお伺いいたします。

さて、今回の中越沖地震で柏崎原発は事故やトラブルが相次いで起こっております。変圧器から火災が発生、鎮火まで2時間もかかり、微量とはいえ放射能を含んだ水が管理区域外に流出、排気筒から放射性物質が放出、管理のずさんさ、加えて東電の対応の遅れ、まずさ、管理体制の課題が浮き彫りになり、国民の原発に対する信頼が大きく崩れてしまいました。今回の地震は、建物、交通網の被害の風評被害だけでなく、むしろ原発から放射性物質が海に流れたという風評被害の方が大きく、被災地より何百メートルも離れた海岸沿いの村上、瀬波温泉、そして粟島さえも風評キャンセルが多いと聞きます。このように海岸線の地区のキャンセルが多く見られる深刻な事態となった背景には、柏崎原発の信用低下が直接の要因であり、柏崎原発の責任は重大であります。また、四方を海に囲まれ、対岸に位置している佐渡にとって今回の東電の事故、トラブルは重大な関心事として現実味を帯びた事故であり、今後佐渡市としても原発対策を行政の施策の一つとしてぜひ組み入れる必要があります。そこで、佐渡市としても東京電力に対してまず今回の地震後の対応のまずさ、管理のずさんさ等に対して厳重な抗議行動をとるべきであり、さらに佐渡市として監督責任がある国に対しても監督、指導、監視の徹底と情報開示の徹底を東京電力に求めていくべきと思うが、その用意、覚悟があるのかお聞きいたします。

また、佐渡市単独ないし海岸沿いの風評被害に遭った自治体と連名で風評被害に対する損害賠償訴訟も持たずという姿勢を表明すべきと思うが、この件に関してもいかがお考えか。

次に、今回の地震で原発直下に断層がかかっている可能性が高いというのが余震分布の解析結果でわかり、耐震設計の前提がもろくも崩れ、国の耐震基準、安全基準の見直しやさまざまな問題点も次から次へと浮き彫りになっている現状では、耐震設計審査指針の検証や海底活断層の十分な調査など、第三者機関での耐震安全性の確認が得られない限り全面運転の再開は早急には困難な状態に陥っており、このような当面安全性の確保が得られない状況下で再度想定外の地震が発生すれば、場合によっては本当に深刻な放射能漏れがないとは限らない状況にあります。原発の安全性に関しては一観光業者だけの問題でなく、佐渡市民の生命、財産にかかわることでもあり、柏崎は対岸であることを考えると佐渡市も原発トラブル時の対応策のマニュアル設定やリスクの補償、独自のシミュレーションの検討作業等、そしてもしも原発事故により直接佐渡に被害や影響があったとき、東京電力、さらに国に対して直接補償を含めてしっかりした議論を重ね、佐渡市として今後原発とどう向き合うのか基本線を明確にし、善処策や防災対策を早急に実行すべきと思うが、今後の道筋をお聞きいたします。

最後に、放射性物質が海に流れたことによって佐渡においても宿泊施設はもちろん海水浴場や海産物も含め、水産業界にも風評被害が出ていると聞きます。安全性に対しては、関係機関の発表や新潟県観光協会のホームページにも原子力発電所周辺では発電所からの人工放射性物質は検出されていません。専門家による立入調査でも健康への影響がないとの結論が出ていますと書かれておりますが、今回に関しては佐渡への影響はなく、まず安全であるとの認識を私は持っておりますが、実情がわからない多くの観光客からすれば佐渡の海洋汚染を非常に心配しております。佐渡独自に海の影響、魚の影響を調べ、安全宣言を

すべきとの声もあるが、佐渡の海水や水産物の安全性を調査し、一刻も早く安全であれば安全性の周知を早急に行うよう国や県に要請すべきと思います。また、情報によると赤泊地区で海水と魚の調査を行い、その調査結果が最近出たと聞いていますが、そうだとしたら詳細に公表し、早急に安全宣言をすべきと思います。また、大気中の放射能の検査を佐渡で行っている事実があるのかを質問して演壇からの緊急質問を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 石塚一雄君の緊急質問に対する答弁を許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、早速石塚議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

中越沖の地震につきましては、ご存じのように16日の10時13分、さきの中越地震より3年たつたたないうちに大地震が来たわけでございまして、佐渡市も各地で震度計の計測数値が4ということでございました。一部3というのが2カ所ほどありましたけれども、非常に大きな揺れに我々は心胆寒からしめるものを受け取ったわけでございます。幸いにも佐渡市においてはそれほど大きな被害はございませんでした。極めて軽微と言ってもよろしいのではないかとこのように思います。三、四カ所で水道の破断、あるいは畑野庁舎がひび割れ、クラック、あるいはサイレンが鳴りっ放しになったとか、そういう問題がありましたけれども、おおむね大きな被害はなかったと言ってよろしいのではないかとこのように思います。

柏崎へすぐ県の協定によりまして消防本部部隊を16、17と派遣いたしました。その後は新潟県災害対策本部からの派遣要請に基づき、資料にもございますが、保健師であるとかその他支援の体制を組んで派遣をいたしておるところでございます。詳細は、一部私の答弁によって足りないところは担当によって説明させます。

観光業者の支援策についてお尋ねがありました。観光協会よりトップセールスの実施、それから緊急対策への財政支援が要請されております。トップセールスの実施につきましては、既に姉妹都市を訪問し、各市町に風評被害払拭のためのPRを行ったところであります。また、緊急対策への財政支援につきましては、観光協会が早急を実施することとしている首都圏等に対する緊急誘客宣伝等に財政支援を行いたいというふうに考えて上程しているところでございます。

さらに、安全性の周知についてお問い合わせがございました。中越沖地震におきましては、宿泊施設を始めとした観光施設の被害は当面島内の交通機関及び本土からの航路、空路ともに通常どおり運行が続行されている状態にございます。こうした安全に関する情報は、地震発生から速やかに市のホームページ及び広報等を通じて発信してまいりました。また、旅行エージェントに対しても個別にすぐ直ちに情報発信を行っております。今後とも関係機関と連携しながらあらゆる機会をとらえて情報発信に努めていきたいというふうに考えております。

続いて、マスコミへの対応、対策でございますが、災害時の初期報道につきましては情報が非常に錯綜する中でもございまして、それぞれに誤った情報、あるいは不正確な情報を流してはまずいという危険性と両面がございます。議員がおっしゃるとおりでございますが、非常に微妙なところがございまして、そういう意味では今回結果としては前に風評被害が大きく出てきているということでございます。今後も十分気をつけながら迅速かつ正確な情報の発信に努めなければいけないというふうに考えているところでござ

ざいます。同時に、災害地に対しての配慮も必要でございまして、そのところは微妙でございまして、市長会へ報告がありましたら、柏崎市さんからは自分たちへの支援は周辺の市町村が元気でなければ行われない。そういう意味でイベントやいろんな行事等については心置きなくやってもらいたいというメッセージが届いているという報告があります。

東北電力に対する対応、非常に厳しい我々も対応をとらなければいかぬではないかというふうなお問い合わせがありました。現在議会ともご相談しながら抗議をしていきたいという準備を進めておりますが、原発に対する向き合い方というのは、現在我々市におきましてはほとんど対応ができない状態でございます。今回の柏崎刈羽の原発については想定外の直下型の地震だということもあって、我々も非常に不信を持って見詰めているところであります。特に当初問題ないと発表しながら、その後放射能は極めて微量とは言いながら放射線の漏えいが大気中と水にあったということにつきましては、まことにその情報の開示の仕方も含めて大きな問題であるということで強く抗議をしたいというふうに思っております。

この後の対策についてもお問い合わせがありました。原子力については、極めて高度の専門性が要求されるということから、市町村レベルにおきましては専門的な知識には欠けて独自の対応にはどうしても限界がある。ただ、その対応につきましては県と調整を行いながら、今後の問題で遠く離れているとはいいながらそういう問題を同一県内に訴えていくことでしっかりとした対応をとらなければいかぬのではないかと考えているところでございます。

放射性物質が海に流れたことに対して、全体には安全だという思いが非常に強くあることは間違いありません。港湾施設については、ある意味では、専門家ではありませんが、非常時のストップがきっちりかかっているという報告がされております。ただ、それだけで本当に想定外の揺れに対して対応できたのかということの結果としてはああいうふうになったわけございまして、我々の信頼を大きく裏切ったことは間違いありません。特に先ほど申し上げました情報の発信の仕方が極めて不適切であったというふうに考えております。というのは、最初は大丈夫だと言いながら後になってみたらやっぱり漏れていた。そうかといって隠匿物質みたいなものがあるかどうかわかりませんが、そういうものが疑われるような情報の発信の仕方は極めて遺憾であるというふうに考えているところであります。また、佐渡地区におきましては、県が既に議員がおっしゃられましたように赤泊地区の魚、これは22日にサンプル採取をしております。また、海水につきましては城が浜海水浴場で24日に採取してその結果が出ておるということで、詳細は担当から説明させます。結果としては、人工的放射線は検知されなかったということでございます。

先ほどの情報発信につきまして、一言申し上げたいのですが、IAEAの査察について一時は保安院が、正確にはわかりませんが、保安院が受け入れをちゅうちょしたということを受けて県がクレームをつけた。結果としてIAEAの査察を受け入れたことについては、極めて県の対応はすぐれてタイミングはいいというふうに考えています。県の対応を支持したいというふうに思っております。県については、これから担当が説明しますが、安全であったということ報告を受けましたけれども、今後国に対してもこれから調査が始まると聞いております。できるだけ早く安全宣言をしていただいて風評被害の対応を考え、またその影響を払拭できるように我々も十分努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（梅澤雅廣君） 補足説明を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） それでは、補足説明いたします。

まず、中越沖地震の状況等について、県内被災地への支援の状況であります。先ほど市長が申し上げましたほかに私どもの方から支援をする状況についての説明をさせていただきます。18日から20日にかけては保健師1名を柏崎市の方に派遣いたしまして以降、日本水道協会県支部の方から応援要請がありまして、水道関係の管工事組合の方々、そして市の職員の応援を20日から27日の間行っております。また、一般廃棄物の収集運搬にかかる無償援助協定によりましての支援であります。し尿の関係する業者の方々から従業員から5名、バキュームカー4台を派遣しております。また、26日から27日にかけては県の派遣要請によりまして家屋調査のために税務職員4名を派遣をさせてもらっております。

それから、先ほどお尋ねのありました佐渡市内での環境等の測定箇所ではありますが、佐渡市内によりましては佐渡関岬測定所におきまして環境放射線等の調査を行っております。

また、水質関係、それから水産物についての調査結果であります。昨日報道発表されました内容につきまして改めて説明させていただきます。県の行った調査の中で水産物と海洋深層水を調査いたしました結果、放射性物質は検出をされませんでしたということであります。水産物の内容は、アカガレイ、スルメイカでありますし、もう一つは多田沖の海洋深層水であります。それから、もう一つ海水浴場の関係につきましても調査をいたしました。これは、赤泊の城が浜でありまして、これにつきましても放射性物質は検出をされなかったということが昨日県の方から発表されています。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 石塚一雄君の2回目の質問を許します。

石塚一雄君。

○24番（石塚一雄君） ただいまから2回目の質問に入りたいと思います。

まず、被害状況でありますけれども、現在佐渡の宿泊キャンセル数が25日現在9,259人という報告を先ほどの全員協議会で報告を受けております。現時点では、宿泊施設のみキャンセル状況調査を実施しているだけのようですが、今後は観光施設や佐渡汽船、新潟交通佐渡のキャンセル数の把握、また海産物や水産関係にも影響がどのくらいあったのかも含め、佐渡の産業全般の総被害状況の実態調査を要望いたします。

次に、柏崎への支援と安全性の周知についてであります。柏崎は旧小木町と夫婦都市という関係で、今回の災害時においても小木地区からいろいろな団体が既にボランティア活動に出向いています。今月の31日、8月1日と両日にかけて小木市民が中心となって高速艇で大挙ボランティア活動に出発する予定にもなっております。また、本日も水泳のオリンピックメダリストの中村真衣さんと一緒に寺泊海岸で泳ごうという風評被害防止キャンペーンなどに南佐渡観光協会が音頭をとり、赤泊の市民を中心に小木の有志とともに両泊の航路を使い、今回風評被害が最も多かった寺泊の海水浴場に出向き、泳いで海の安全性の周知、PRのために参加しております。キャンペーン参加者の中には泉田新潟県知事、長岡市長、中村真衣さんが参加しているそうです。対岸の上越市は市長らが長野県に訪れ、観光施設をPRしたり、23日までに市内の5施設の施設の入場を無料とするなど対応策を独自に打ち出しております。このように地震から10日がたちましたが、さまざまな官民一体となったキャンペーン活動が現在行われております。また、

県や市の行政サイドもそれぞれトップセールスやイベント参加活動を活発に展開しております。既に観光シーズンに突入しております。市長も佐渡の風評被害が今後最小限におさまるよう、また観光客誘客のためにもあらゆる機関、団体に対してトップセールスをし、さらにきめ細かいキャンペーンを民間とともに展開していただきたいと思います。

次に、マスコミの対応ですが、風評被害がなかなかおさまらない中、マスコミ各社に対して情報の正確さを期するために事実確認作業を徹底すべきだと私は思います。佐渡市も総務、防災管財、観光課が統一した情報を共有し、意思統一した対処をすべきであり、可能ならば窓口を一本化したマスコミ対応策がこのような混乱時には必要です。実は、地震の当日のNHKの相撲放送の中でテロップとして柏崎、佐渡の海岸線4カ所でがけ崩れがありとの報道がありました。偶然私も何回もその報道された状況を見ておりましたけれども、翌日本庁に行って調べてみると、海上保安の航空機が当日佐渡沿岸を調査していたところ、過去に起こった赤泊地区の腰細でがけ崩れをしたところを地震による被害と勘違いしたらしく、その日のプレスで報道機関に発表したのがテレビに放映されたという全くの誤報でありました。誤報確認は、赤泊支所に既に確認済みであります。同日のインターネットのヤフーニュースにも時事通信の発信として記載されておりましたが、まだ情報が混乱している時点でこのような未確認発表をされると、佐渡があたかも柏崎と同レベルの災害に遭っていると勘違いしても不思議ではありません。地元の佐渡市には全く事実確認をせず報道機関に流したという事実に対して、佐渡市は嚴重注意、抗議をすべきであります。マスコミ各社に対して佐渡市が発信した情報や市長記者会見以外は、情報の正確さを期するため佐渡市に事実確認をとるということを徹底させるべきです。答弁願います。

次に、東京電力に対する対応についてであります。原発事故以降、佐渡市は原発に対しての情報を県の防災局や原子力安全対策室から直接資料の提供や通達ないし情報の収集の確認作業がなされていたのか。また、現在防災管財課はどこまで原発の状況を把握できているのか。現在現状はあくまで間接的な情報や東電の発表だけの情報収集ではないのではないか。それが現状であるとするとはやはり問題であります。今後はしっかりと伝達方法も含め、直接県から情報を得られるような体制づくりをするべきであります。また、佐渡市としてやはり独自の調査、県の責任で専門家を呼び、原発事故が起きたときを想定した佐渡で起こり得るであろう影響を正確に把握し、佐渡市の原子力防災計画的なものを策定する必要があると思うが、お伺いいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 24番、石塚一雄君の2回目の質問に対する答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

まず、マスコミに対する対応ということですが、私どもは地域防災整備計画の中におきましては情報の収集、集約等については一定の取り決めをさせてもらっておりまして、まず防災管財課の方で情報収集をし、そしてマスコミ等への公表については秘書課の広報広聴係が一元化して当たるということになっております。先ほどご指摘のありました誤報ということにつきましては、情報の収集と、それからあわせまして事実確認等をいたしまして、結果として誤報だということがわかったわけですが、その発信元であります海上保安署の方に対しましては事実確認をしたということであります。

それから、原子力等についての対応策であります。今現在新潟県の地域防災計画の中で原子力対策編

という部分の計画を持っておりまして、その計画について私どもそれに付随した形で検討していくということでありまして。今回の災害に当たりましては、単に防災的なものばかりでなくて放射能というような形でもいろんなお問い合わせ等ありまして、県の関係部署の方とも連携をとりながら、市民の方々の質問に対してお答えをしているというところでありまして。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 石塚君の3回目の質問を許します。

○24番（石塚一雄君） ただいま原子力対策計画というものが、対策編という話が出ましたけれども、私の手元にある新潟県防災会議の資料の中の新潟県地域防災計画原子力災害対策編というものを見ますと、原子力防災計画を策定し、防災対策を重点的に充実すべき市町村の範囲としては、防災指針において原子力発電所からおおむね半径10キロメートルの地域を包括する柏崎市、刈羽村、西山町とするとありますけれども、今回の想定外の地震によるトラブルや佐渡が海に面した対岸のまちであることを考えても佐渡市としては新潟県防災会議に対して原子力防災計画の見直しを要求し、まず半径10キロメートルという地域、範囲の拡大を求め、佐渡市も防災対策重点地域に指定してもらうことを要望すべきと私は考えておりますが、その用意があるかお答えいただきたいと思っております。

○議長（梅澤雅廣君） 石塚君の3回目の質問に対する答弁を許します。

高野市長。

○市長（高野宏一郎君） 今の原子力編のエリアについて、現在の10キロメートルというのは、今まで聞くところによりますと、極めてこの種の原子力の放射線の及ぶ影響についての適切な範囲というふう聞いております。特にその放射線の影響というのは距離の2乗に反比例する。つまり光の速度やそういうもの等と同じだということではありますが、今回の件につきましては想定以上の問題があったというふう聞いております。前の大川環境課長が現在原子力担当の参事をやっております、時々連絡をとるのですが、大混乱をしております、なかなかとりづらいのですが、彼らの意見も聞きまして、客観的な事実の中でしっかりとした取り組みを要求していきたい、そういうことであれば、余りにも我々は原子力についての知識が現在ないということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。ただ、余りにも不安を巻き起こすような形でエリアが設定されるというものもどうか。客観性を持ち、かつまた技術的、科学的な根拠をもとに設定ということであればぜひそういうふうにしたいというふうに思います。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で石塚一雄君の緊急質問は終わりました。

これで緊急質問を終わります。

日程第3 議案第108号から議案第112号まで

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、議案第108号から議案第112号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、お許しを得て議案第108号からご説明申し上げます。ご提案申し上げます。

議案第108号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得が確定したことを受け、本算定を行い、医療分に係る被保険者の所得割額、資産割額、均等割額及び世帯別平均割額の改正並びに介護納付金課税被保険者に係る所得税額及び均等割額の改正を行うものであります。また、低所得者に対する軽減制度における応益部分の減額の額を医療分並びに介護分についてそれぞれ改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第109号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、平成18年度をもって対象区域における不均一課税が終了したことから本条例を廃止するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第110号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,877万円を追加し、予算総額を453億6,787万1,000円とするものであります。補正内容について申し上げますと、歳入では国民健康保険、老人保健特別会計の平成18年度精算に伴い、各特別会計からの繰入金として1,877万円を予算計上するものです。歳出では、6月の梅雨前線豪雨で発生した災害復旧のための経費として1,254万9,000円を、総務費では財政調整基金への積立金として855万4,000円を、民生費では国民健康保険特別会計の繰出金233万3,000円を減額する予算の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第111号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、平成19年度国民健康保険事業の本算定に伴うもので、歳入歳出それぞれ1,330万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億8,819万2,000円とするものであります。歳入では、国民健康保険税について一般被保険者及び退職被保険者等分を合わせて3億2,725万1,000円の減、国、県支出金、繰入金を合わせて3,751万8,000円の減、繰越金が3億5,146万1,000円の増となっております。歳出では、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、保険事業費を合わせて7,929万7,000円の減、基金積立金、諸支出金を合わせて6,658万5,000円の増、予備費が59万6,000円の減となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第112号 平成19年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成18年度分の老人医療給付費の実績に伴う精算によるもので、歳入歳出それぞれ6,256万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億80万1,000円とするものであります。歳入では、過年度分医療費国庫負担金が6,256万9,000円の増となっております。歳出は、医療支給費について402万7,000円の増、過年度分医療給付費等の精算として償還金、一般会計繰出金を合わせて5,854万2,000円の増となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第108号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 国民健康保険税条例の一部改正について質疑をいたします。

まず、第1点の質問は、運営協議会にかけておるはずであるが、運営協議会はどのような意見を付しておるかというのが1点。

次に、運営協議会に出した資料というのが議会に出ていないと私は思うのです。なぜ出さないのか。2

点目。

次に、この課税について、つまり課税率に大きな変更を生じるわけでありましたが、なぜ資産割が1.36%という高い税率に変えたのか。

次に、その結果この階層別保険税に対前年比どのような変化を生じせしめたのか。

まず、第1回は以上質問しておきます。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

金子市民課長。

○市民課長（金子信雄君） お答えします。

運営協議会のときに資料の説明をし、内容について議員から特別のご意見等はなかったように記憶しております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民課長（金子信雄君） お答えします。運営協議会の資料がこの議会の方に資料として出ていないということではありますが、この後の委員会の方で資料の方を説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（梅澤雅廣君） 早藤税務課長。

○税務課長（早藤 良君） お答えいたします。

まず、資産割の部分につきまして1.36%ほどふえていると、税率で。要因でございますけれども、これにつきましては被保険者、対象者の入れ繰りがあるわけですが、その要因で固定資産を持っていらっしゃる方が減ったということで、被保険者数も588名ほど減っております。資料にもございますけれども。そういったものが大きな要因でございます。特に19年度につきましては、評価替えの年でもございませぬので、考えられる要因としては以上でございます。

それとあともう一つ階層別というお話でございました。それにつきましては、住民税のときに、6月の本会議でちょっとご説明したのですが、国保の対象者もやはり同じような状況がございまして、65歳以上の者の所得そのものが減っております。そういった背景もございまして、階層別には65歳以上と65歳未満という形で申し上げますと、所得が各事業ごとの給与所得とかそういったものも含めまして大幅に減ってきているのが原因でございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の2回目の質疑を許します。

○56番（加賀博昭君） まず、運営協議会の意見はありませんでしたと、こんな不親切な答弁はない。つまり運営協議会に例えば保険料を上げなければならない、保険税をこうしなければならないということを説明して、そして本算定としてはこういうことになるよという説明をした結果、意見がなかったと、それについては何にも言わなかった。何にも、大体運営協議会の人選にも私は問題あると思うのです。私がやって難しい問題あるんです。一体どういう人を集めて運営協議会やっておるのだと聞きたいのです。何にもなかったという話はない、私はそう思うのです。だから、一体運営協議会でどういう説明をされて、そしてその結果意見がなかったという、こういうお話をしてもらわなければこれはだめだ。

それから、運営協議会に出した資料を議会に出さないという、これもおかしい。これだけではわからな

い。今出しておる議案だけでは。

それから、課税について、固定資産税が減っておるから従って資産割比率が高くなったと。では、お聞きするが、固定資産というのはどういう数値を示しているか。ここにもこの若干皆さんに出した資料の中に資産割についての数値がありますが、これは資産割に対するもので、しかし数字で見る限り頭だけ139に対して146でしょう。減っていないじゃない、これ。

それから、もう一つお聞きします。階層別保険料の変化についてと私は聞いておるのですが、少なくとも俗に低所得者と言われる人、これはだれの責任になるのか。大もとは小泉、その次にあと安倍だ。これが地方分権一括法に基づいて税源移譲3兆円ばかりやるぞということで住民税を引き上げて、その結果低所得者に少なくとも4億9,000万という賦課が今までよりもかかっておるのです。だから、それを踏まえてどうして資産割をふやしたのか。それから、所得割でいえば0.69%ふやしているのです。まず、総額、税収というのが、国民健康保険税収というのはこのぐらい要るということをまずあなたたちははじいて、その上で所得割で0.69%ふやすと。それから、資産割で1.36%ふやすと。これは均等割、これは1人当たりを1,400円ふやす。それから、1世帯当たり、これを700円ふやすという、こういう計算したわけでしょう。私は、これ全部説明しなさいよと言っているのではないのだ。とりわけ住民税の課税で4億9,000万、約5億という賦課をかけた諸君の国民健康保険税というものがどういう数値に変化したかということをお聞きしておる。もう一回お願いします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

早藤課長。

○税務課長（早藤 良君） お答えいたします。

まず、加賀議員がおっしゃられましたように税額を算定する際のまず基本的な部分を申し上げますと、歳入歳出という形の中で足りない部分を税で補っているというのが国民健康保険税ということでございまして、約14億6,000万ほど、実際歳入歳出の中で通常入ってくるもの、歳入歳出差し引くと14億6,000万ほど足りない。その部分を税で補うという形で、それを所得割、資産割、均等割と平等割ということでその割合が40、10、35、15ということで税率を決めていくという仕組みになっております。実際に先ほど言いました14億6,000万ほどちょっと足りないものですから、その今言った率で割り返して、それで実際に見込まれる所得及び固定資産、あとは保険者数、世帯数というものをベースにしまして、案分してそれで先ほど加賀議員がおっしゃられました率を決めていくというのが実情でございまして、それで、固定資産税につきましては当初賦課をベースにしまして把握してございまして、先ほど言いましたように入れ繰りも当然ございまして、対象者の入れ繰り。そういったものが先ほどもちょっと申し上げましたけれども、要因となっております。

○議長（梅澤雅廣君） 金子市民課長。

○市民課長（金子信雄君） お答えいたします。

運営協議会のと時の内容で私の方で一部説明不足がありましたので、改めてご説明させていただきます。医療費総額そのものが上がっているために保険税そのものが少し上げなければいけないというようなことと、あと基金の保有残高等を考慮した場合にやはりある一定程度の金額の上げ幅はしようがないのではないかとということで、妥当だというふうな意見をいただきました。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君の3回目の質疑を許します。

○56番（加賀博昭君） 運営協議会でそれを医療費が上がって基金が少なくなっているのだからしょうがないだろう、こういうご意見だったというふうに伺いますが、まずそのことについては問題あるのですけれども、まずその税率決定の要因について私もう一遍聞きます。固定資産税が減ったと、こう言っていますけれども、固定資産税ぐらい安定しているものはない。なぜならば貧乏したって、おれは貧乏したって家屋敷を売るなんていうことはない。これは何年たっても、新しいうちを建てても古いうちを持っておっても今これを建てたら幾らだという、こういう計算をするから、いつまでたっても固定資産税というのは減価償却終わったってこれは下がらぬと、こういうことになっておる。その固定資産税が減ったからやむなく税率を上げたというのは私はこれはうそだと、こう思います。いや、そうではないのだと、こうなって固定資産税が減るのだというのがあったら聞かせてほしい。

それと固定資産税割を大きく賦課するということは、これは弱い者に最も厳しく国民健康保険税をかける要素になるのです。なぜならば、所得なら収入なのだからその収入が減ったから減るとか、あるいはふえたからふえるという、固定資産税のところへ賦課をすれば収入があろうとなかろうとそんなのは関係ないのだと。固定資産税を納めた者に対して賦課するのだと、こういうことだから、最も弱い人に対して厳しい保険になるのだと、こういうことだ。だからこそ階層別保険税にどのような変化が生じたのかということを知っているのです、私は。そのことについては明快に答えがない。あるなら聞かせてもらいたいのだが。

さて、そこで私が言っておる階層別保険税の変化というのはどういうことを聞いておるかということ、皆さん方があらかじめ持っておると思うのです。この階層を、収入を見て更改する。それが去年よりことし、つまり今回の本算定をやってどういうふうに変化したかということです。持っていないとすれば、ないでしょうがないけれども、それでは議会はわからないと、こういうことになる。だから、そのことを聞いている。結果して、保険税は国保の1人当たり税額3,536円上がったというように読み取れるようなものがあります。このとおりなのかどうか。その結果、20市の中で国民健康保険税というのは佐渡市が一番安いのだ。平成16年に2億4,000万を基金に積まなかったから。あれを積んだら大変なことになるのだったのだが、私が積まなかったからその分だけ保険税が安くなって今日維持しておる。そこで、今回の事実上の値上げ、その結果国民健康保険税は20市比較ではどういう数値になっておるのかお答えください。いかがですか。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

粕谷部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

19年度の本算定の方の作業が各市の方でやっておりまして、今照会しておるところでございますが、まだ19年度についてはちょっと明らかになっていない部分も多くございます。それで、一応私どもは18年度の状況を見ていますと1人当たり4万円台というのは私ども佐渡市だけでございます。それから、5万円台になりますと5万5,000円を超えるものが妙高市、それから6万を若干切ったところが上越市というような状況でございますので、現在の推測の段階でございますけれども、一応20市の中では4万円台で平成

19年度の本算定を終了するというのは多分私ども佐渡市だけだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 早藤課長。

○税務課長（早藤 良君） 固定資産税のことで再三加賀議員の方からご質問がございますけれども、それにつきましてはまず国保につきましては対象世帯離脱者と、それから加入してくる者、入れ繰りが当然ございます。そういった中で、離脱者が2,400人ほどございました。それから、加入が887人。そういったデータになっておりまして、その入れ繰りがあることによって資産を持っている者が結果的には減ったということが原因かと私どもは分析しております。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君。

○54番（大澤祐治郎君） 専門的なお話し合いが行われておるようでありますが、この課税率が変わることによって、今聞き及ぶ範囲では固定資産税の方の税収が減ったのだと、したがってこの減は赤になるから当然課税率を検討して安定を図らなければならぬということなのでしょうけれども、これは現状の徴収税率で考えた場合に何年ぐらい今のままだもちますか。それともその先何年ぐらいにはまた改正をしなくてはならないというようなことも当然私火を見るより明らかと思っておるのですが、なぜならばキャピタル・ゲインといいますか、税金を納めてくれる、いわゆる人口そのものがどんどん落ちていくわけですから、当然そういう考えがそこで生まれてくると、こう思うのですけれども、今のままだすとどのくらい、何年現状でどうにか耐え忍んで税率を上げないでいけるということになりますか。まず、第1点それから教えてください。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

粕谷部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

賦課割合と税率の関係でございますけれども、基本的には合併のときには賦課割合というのが今回ご提案申し上げているものでそういう固められてまいっておりますので、先ほどからご説明申し上げますように、その年度によります所得、資産、人口、世帯数、これによって税率というのは変化は当然毎年してまいります。ただ、私どもとして今一番大きな課題として現在考えておりますのは、来年度から後期高齢者の制度が県の連合の方へ引き継ぎます。そうなりますと、大変現在佐渡の現況では高齢者の方が資産を有しているという現況がございます。正直申し上げますと5割を超えるものが資産割から来年度は外れるという状況が現実見えますので、このことにつきましては今年度中にその内容についてと賦課割合については検討してまた議会の方にご提案申し上げます。そのように考えております。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 大澤祐治郎君の2回目の質疑を許します。

○54番（大澤祐治郎君） 部長の今のご説明で納得はいたしたつもりでおりますけれども、いわゆる高齢化社会に向かって資産を持っている対象者、老人がそういった関係の中で占める役割、責任というのは非常に大きいと思っておりますが、これがいわゆるおやじからせがれへ家督相続がいて、そしてその対象そのものの大きな変動というようなものは、毎年本算定やるわけですが、いかように見ておりますか。これからずっと同じような格好でどんどんそれが変わってきているような見方をされておりますか。それについてお

願いたします。

○議長（梅澤雅廣君） 粕谷部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） お答え申し上げます。

大澤議員おっしゃられる内容というのは、実はこの後私どもも国保を運営していく場合には一番大きな課題になろうかと考えております。と申しますのは、実は固定資産税、今の問題にもございますけれども、実際には現在の税も含めました中での、いわゆる住民税も含めました税負担という全体を含めた中でどのような負担を皆さんからいただくのだろうかという一定の方向を出す必要があるというふうに考えているところでございます。ですから、結果としてどういう形になるかどうかわかりませんが、いわゆる資産のない所得が中心の都市部地域ですと大きく分けまして賦課割合は2方式、いわゆる所得と国民健康保険に入っている人の人数ではじくという、こういうやり方をされておりますので、そういったものを含めてシミュレーション的に計算をいたしまして、どれが一番公平な負担になるかという方法を見つけ出していきたい、そういうふうに考えてございます。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結いたします。

議案第109号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例を廃止する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

議案第111号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第111号についての質疑を終結いたします。

議案第112号 平成19年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 質疑なしと認めます。

議案第112号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第108号から議案第112号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管常任委員会に付託します。

委員会審査のため、ここで暫時休憩します。

午前 11時16分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 （総務常任委員会付託案件）

議案第110号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第108号及び議案第109号、議案第111号及び議案第112号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第110号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本案は、国民健康保険・老人保健特別会計の平成18年度精算による繰入金及び災害復旧費、財政調整基金積立金などの予算計上に伴い、歳入歳出それぞれ1,877万円を追加し、予算総額を453億6,787万1,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより総務常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第108号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得が確定したことに伴い本算定を行うとともに、低所得者に対する軽減制度の額を定めるため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。〔意見〕、今回の佐渡市国民健康保険税の改正に当たり、応能割の対前年度の税率が

所得割0.69%増に対し、資産割が1.36%増となっており、このことについては今後検討されたい。

議案第109号 市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税の不均一課税が平成18年度をもって終了したため、当該条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第111号 平成19年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、国民健康保険事業本算定に伴い、歳入歳出それぞれ1,330万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億8,819万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第112号 平成19年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本案は、老人医療給付費の精算に伴い、歳入歳出それぞれ6,256万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億80万1,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件のうち、議案第108号及び議案第111号を除く案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第111号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これにて平成19年第3回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年7月27日

議 長 梅 澤 雅 廣

署 名 議 員 中 川 隆 一

署 名 議 員 葛 西 博 之